

平成30年度

第3回 湯沢市農業委員会総会議事録

平成30年6月13日

湯沢市農業委員会

### 第3回湯沢市農業委員会総会議事録

日時 平成30年6月13日（水）午後2時00分

場所 湯沢市役所会議室41

開会 午後2時07分

閉会 午後3時07分

1) 出席した委員の氏名は次のとおりである。

1番	麻生 良子	11番	姉崎 与志弘
2番	宮原 正明	12番	川崎 秀悦
3番	高橋 郁夫	13番	加藤 エリ子
4番	杳澤 弥	14番	高橋 忠雄
5番	伊藤 秀郎	15番	佐藤 栄子
6番	高橋 廣尚	16番	瀬川 等
7番	能登 公平	17番	水戸 義昭
9番	高橋 敬悦	18番	小嶋 幸吉（会長職務代理者）
10番	高橋 伸太郎	19番	半田 好廣（会長）

2) 欠席した委員

8番 藤谷 清志

3) 遅刻した委員

なし

19名中18名出席  
(午後2時07分)

4) 出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 高橋 里治

班 長 佐藤 雅仁

主 査 高橋 一寿

## 5) 会議の提出案件

### 1. 会務報告

### 2. 報 告

・報告第3号 第1回農地対策専門委員会の報告

・農地法に基づく届出等の報告

(1) 賃貸借契約合意解約

(2) 使用貸借契約合意解約

(3) 農地法第4条第1項第8号届出

(4) 農地改良届

(5) 申請取下げ申請

### 3. 議 案

議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第12号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地  
利用集積計画の決定について

議案第13号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による  
農用地利用配分計画の案の決定について

議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第15号 湯沢農業振興地域整備計画の変更(案)について

<p>議 長</p>	<p style="text-align: center;">議 事</p> <p>開会宣言 午後 2 時 7 分 委員総数 19 名中ただいまの出席委員は 18 名であります。定足数に達しており、会議が成立しますので、総会を開会いたします。</p> <p>欠席届を提出されている委員の方は、8 番 藤谷 清志 委員です。</p> <p>次に、議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。従前の例によりこちらからご指名してよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、6 番 高橋 廣尚 委員、7 番 能登 公平 委員の両名を指名いたします。</p> <p>次に、会期についてお諮りいたします。本日一日限りとしてはいかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、本日一日限りと決定いたします。</p> <p>本日の議題は、会務報告のほか報告 6 件、議案 5 件であります。</p> <p>議事の進行方法については、次のような方法で進めたいと思います。冒頭に議案を上程し、質疑が終了した後に、挙手による採決を行います。また、議事参与制限の該当者がいる場合は、提出議案朗読説明後、退席していただきますのでご協力をお願い致します。</p> <p>なお、発言される場合は挙手の上、指名されてから報告、議案の趣旨に沿った発言をお願いします。また、私語は慎むようお願い致します。</p> <p>それでは、会務報告の説明をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(高橋事務局長、挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>高橋事務局長。</p> <p style="text-align: center;">(会務報告、朗読説明)</p>

議 長	<p>会務報告の内容についてご質問はありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、只今の報告をご了承願います。次に、報告第3号 第1回農地対策専門委員会の報告をお願いします。</p> <p>(10番 高橋 伸太郎 委員、挙手)</p>
議 長	<p>10番 高橋 伸太郎 委員。</p> <p>(第1回農地対策専門委員会報告、朗読説明)</p>
議 長	<p>報告第3号 第1回農地対策専門委員会報告について、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、只今の報告をご了承願います。次に、農地法に基づく届出等の報告をお願いします。</p> <p>(佐藤班長、挙手)</p>
議 長  佐藤班長	<p>佐藤班長。</p> <p>(届出等報告、朗読説明)</p> <p>今月の農地法に基づく届出等の報告をいたします。</p> <p>議案書2ページをご覧ください。1 賃貸借契約合意解約は13件、面積27,105㎡であります。解約理由は、整理番号10号は、借人の都合によるため、整理番号11号、12号と22号は、第三者に所有権移転するため、整理番号13号は、賃借人の都合によるため、整理番号14号から17号は、農業廃止のため、整理番号18号から21号は、所有者の都合による解約となっております。</p> <p>次に議案書3ページをご覧ください。2 使用貸借契約合意解約は3件、</p>

	<p>面積 25,280 m<sup>2</sup>であります。解約理由は、3件とも第3者へ利用権設定するためとなっております。</p> <p>次に、3農地法第4条第1項第8号届出が1件で、岩崎字千年24、地目は畑、42 m<sup>2</sup>のうち42 m<sup>2</sup>をビニールハウスの農機具格納庫を建設するための届出であります。</p> <p>次に、4農地改良届が2件であります。整理番号第86号は下院内字小槻沢8と9、地目は田、面積2,224 m<sup>2</sup>で、0.5mから1.5mを盛土して有効利用度を高めるためとなっております。整理番号第87号は下院内字槻沢山12、地目は田、面積662 m<sup>2</sup>で、1mを盛土して有効利用度を高めるためとなっております。</p> <p>最後に5申請取下げ申請が2件であります。取下げ理由は、賃貸人の都合によるためと、貸人の死亡によるためとなっております。報告は以上であります。</p>
議長	<p>暫時休憩します。 (午後2時20分)</p>
議長	<p>再開します。 (午後2時25分)</p>
議長	<p>只今の報告内容について、ご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議長	<p>それでは、ご了承願います。次に議事に入らせていただきます。</p> <p>議案第11号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。案件を事務局より説明をお願いします。</p> <p>(佐藤班長、挙手)</p>
議長	<p>佐藤班長。</p> <p>(議案第11号「農地法第3条の規定による許可申請について」、朗読説明)</p>
佐藤班長	<p>議案第11号「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地法第3条の規定による許可申請書を受理したので、許可の可否について決</p>

<p>議 長</p>	<p>定を要す。平成 30 年 6 月 13 日提出。説明は以上です。</p> <p>ここで、議案書 5 ページの 3 条使用貸借権設定申請番号 2 号、並びに 7 ページの 3 条所有権移転申請番号 8 号及び 9 号は、一括で審議を要する案件であり、所有権移転申請番号 9 号は 13 番 加藤 エリ子 委員の家族に関する案件となっております。農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により審議開始から終了まで関係する委員の退席をお願い致します。関連議案終了後に入室・着席していただきます。それでは 3 条使用貸借権設定申請番号 2 号、3 条所有権移転整理番号 8 号及び 9 号を一括審議しますので、13 番 加藤 エリ子 委員の退席をお願い致します。</p> <p>(13 番 加藤 エリ子 委員、退席) (午後 2 時 30 分)</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局より説明をお願い致します。</p> <p>(佐藤班長、挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>佐藤班長</p>
<p>佐藤班長</p>	<p>(農地法第 3 条の規定による許可申請使用貸借権設定申請番号 2 号、所有権移転整理番号 8 号、9 号について、朗読説明)</p> <p>議案書 5 ページと 7 ページをご覧ください。3 条使用貸借権設定申請番号 2 号並びに、3 条所有権移転申請番号 8 号と 9 号の借人、譲受人は同一人であり、現在の耕作面積は、3,028 m<sup>2</sup>であります。3 件の申請土地の面積合計が 2,429 m<sup>2</sup>、合計すると 5,457 m<sup>2</sup>となります。申請事由はすべて経営拡張、所有権移転の売買価格は、総会資料記載のとおりであります。説明は以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑を行います。何かご質問はありますか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、採決をお願い致します。賛成の方の挙手を求めます。</p>

議 長	<p>(全員挙手)</p> <p>全員挙手。3条使用貸借権設定申請番号2号、所有権移転整理番号8号、9号を申請のとおり許可することに決定いたします。退席者の着席をお願い致します。</p>
	<p>(13番 加藤 エリ子 委員、着席) (午後2時31分)</p>
議 長	<p>次に、議案第11号議事参与制限以外の農地法第3条の規定による許可申請について事務局より説明をお願い致します。</p>
議 長	<p>(佐藤班長、挙手)</p> <p>佐藤班長。</p>
佐藤班長	<p>(議案第11号議事参与制限以外の農地法第3条の規定による許可申請について、朗読説明)</p> <p>議案書5ページをご覧ください。議事参与制限以外の3条使用貸借権設定は1件、面積は706㎡であります。申請事由は農業者年金の経営移譲、賃貸借契約合意解約により返還を受けた農地の後継者移譲であります。次に6ページをご覧ください。3条賃貸借権設定は2件、面積2,553㎡であります、申請事由は兼業による経営縮小となっております。次に7ページをご覧ください。議事参与制限以外の3条所有権移転は2件、面積2,946㎡であります。申請事由は共に相手方の要望、売買価格は、総会資料記載のとおりとなっております。説明は以上であります。</p>
議 長	<p>質疑を行います。何かご質問ございませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p>



<p>議 長</p>	<p>(全員挙手)</p> <p>全員挙手。議案第 11 号「農地法 3 条の規定による許可申請について」を申請のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第 12 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。案件を事務局より説明をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>(佐藤班長、挙手)</p> <p>佐藤班長。</p>
<p>佐藤班長</p>	<p>(議案第 12 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」、朗読説明)</p> <p>議案第 12 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について」、湯沢市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により計画の可否について決定を要す。平成 30 年 6 月 13 日提出。</p> <p>議案書 9 ページから 15 ページをご覧ください。経営基盤強化促進法利用権設定は、賃貸借権が 25 件、面積は 138,984 m<sup>2</sup>で、使用貸借権が 1 件、面積は 274 m<sup>2</sup>であります。新規の設定は 23 件、再設定が 3 件であります。また、整理番号 125、128 から 130、132、135、139 号は、今回の合意解約からの設定となっております。すべての集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。賃料については、総会資料記載のとおりであります。説明は以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑を行います。何かご質問ございませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、採決をお願い致します。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>

議 長	<p>全員挙手。議案第7号農業経営基盤強化促進法の利用権設定について、計画のとおり決定することと致します。ここで、議案書16ページ農業経営基盤強化促進法所有権移転整理番号7号は、16番 瀬川 等 委員の案件となっております。農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により審議開始から終了まで関係する委員の退席をお願いいたします。関連議案終了後に入室・着席していただきます。それでは整理番号第7号を審議しますので、16番 瀬川 等 委員の退席をお願い致します。</p> <p>(16番 瀬川 等 委員、退席) (午後2時37分)</p>
議 長	<p>事務局より説明をお願い致します。</p> <p>(佐藤班長、挙手)</p>
議 長	<p>佐藤班長。</p>
佐藤班長	<p>(議案第12号農業経営基盤強化促進法所有権移転整理番号7号について、朗読説明)</p> <p>議案書16ページをご覧ください。整理番号7号は、面積5,950㎡であります。申請事由は経営拡張となっております、売買単価は10a当たり、504,202円となっております。集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議 長	<p>質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは採決をお願いいたします。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>

議 長	<p>全員挙手。所有権移転整理番号第7号を計画のとおり決定することと致します。退席者の着席をお願いいたします。</p> <p>(16 瀬川 等 委員、着席) (午後2時38分)</p>
議 長	<p>次に、議案第12号議事参与制限以外の農業経営基盤強化促進法所有権移転について事務局より説明をお願いいたします。</p> <p>(佐藤班長、挙手)</p>
議 長	<p>佐藤班長。</p> <p>(議案第12号議事参与制限以外の農業経営基盤強化促進法所有権移転について、朗読説明)</p>
佐藤班長	<p>議案書16ページと17ページをご覧ください。議事参与制限以外の農業経営基盤強化促進法所有権移転は3件、面積は5,811㎡であります。申請事由はすべて経営拡張であります。売買価格については総会資料記載のとおりであります。また、整理番号4号と5号は、今回の合意解約からの申請となっております。すべての集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上であります。</p>
議 長	<p>質疑を行います。何かご質問ございませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、採決をお願い致します。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。議案第12号議事参与制限以外の農業経営基盤強化促進法所有権移転を計画のとおり決定することと致します。</p> <p>次に、議案第12号経営基盤強化法開発事業計画について事務局より説</p>

議 長	<p>明をお願いいたします。</p> <p>(佐藤班長、挙手)</p> <p>佐藤班長。</p>
佐藤班長	<p>(議案第 12 号経営基盤強化法開発事業計画について、朗読説明)</p> <p>議案書 18 ページをご覧ください。開発事業計画は 1 件、駒形町字東福寺前田面 73-1、面積は 3,267 m<sup>2</sup>であります。議案付属資料は 20 ページから 28 ページをご覧ください。計画は、ネギの団地化を実施するにあたり、団地の近くで出荷調整作業を行う必要があることから、作業場用のパイプハウスを農地中間管理事業により転貸されている農地に設置するものです。申請地は、湯沢市役所稲川庁舎から北へ約 2,400m、市立駒形小学校から南東へ約 1,700mに位置し、東・北側は水路、西側は道路、南側は田に接しております。農地区分は農業振興地域内・農用地区域にあります。湯沢市農業振興地域整備計画の土地利用計画の変更（農業用施設用地）の申込みを行っております。事業計画は、ネギ調整用ハウス 243 m<sup>2</sup>、ネギストック用ハウス 194.4 m<sup>2</sup>、通路・緩衝地・雪寄せ場等のほか、パイプハウス内を含む 779.4 m<sup>2</sup>にコンクリート打設するとなっております。資金については、メガ団地等大規模園芸拠点整備事業実施計画に基づき、こまち農業協同組合が拠出することとなり、自己資金 6,334,680 円、産地パワーアップ事業及びネットワーク型園芸拠点整備事業の補助金 14,388,000 円となっております。被害防除計画は、十分緩衝地を設けており、汚水・生活雑排水は発生しないことから、計画については、特に問題はないと考えます。説明は以上であります。</p>
議 長	<p>ここで、現地確認結果について、17 番 水戸 義昭 委員から報告願います。</p>
議 長	<p>(17 番 水戸 義昭 委員、挙手)</p> <p>17 番 水戸 義昭 委員。</p>
1 7 番	<p>議案第 12 号の現地確認について報告いたします。</p>

	<p>5月29日、1番 麻生 良子 委員と私の2名、事務局2名とで現地確認をしてまいりました。</p> <p>ただいま事務局より説明がありましたように、申請された案件については、事前着工もなく、周辺の状況と申請書類を照らし合わせた結果、開発事業計画にあたっては特に問題がないものと見てまいりました。報告は以上です。</p>
議 長	<p>質疑を行います。何かご質問はございませんか。</p>
6 番	<p>緩衝地をずいぶん大きくとっているが、そのようにしなければならない地形なのか。</p>
高橋主査	<p>申請地は整理田であり、地形的と言うものでなく、車の出入りもあり、ネギ調整作業における申請地全体の使用計画となっております。</p>
6 番	<p>緩衝地にはコンクリート打設されず、そのまま使用されるのか。</p>
高橋主査	<p>議案付属資料の24ページをご覧ください。申請地の北側にネギ調整用ハウス、その南側にネギストック用ハウスを建築し、ハウス内部はコンクリート打設し、さらにネギ調整用ハウスの周辺についてもコンクリート打設を行う計画であります。</p>
議 長	<p>ほかにご質問ございませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、採決をお願い致します。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。議案第12号農業経営基盤強化促進法開発事業計画について、計画のとおり決定することと致します。</p>

<p>議 長</p>	<p>次に議案第 13 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定による農用地利用配分計画の案の決定について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p> <p>(佐藤班長、挙手)</p> <p>佐藤班長。</p>
<p>佐藤班長</p>	<p>(議案第 13 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定による農用地利用配分計画の案の決定について」、朗読説明)</p> <p>議案第 13 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定による農用地利用配分計画の案の決定について」農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条及び湯沢市農業委員会に対する事務委任に関する規則第 2 条第 1 項第 14 号の規定による農用地利用配分計画の案について、決定を要す。平成 30 年 6 月 13 日提出。</p> <p>議案書 20 ページをご覧ください。農地中間管理事業（移転）で申請が 1 件、面積 2,351 m<sup>2</sup>であります。配分計画案整理番号 2 号は分散錯圃の解消のためとなっております。賃料については、総会資料記載のとおりであり、特に問題はないと思われます。県の配分計画の決定広告は平成 30 年 7 月 31 日となっております。説明は以上であります。</p>
<p>議 長</p>	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ございませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、採決をお願い致します。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>全員挙手。議案第 13 号の農用地利用配分計画案のとおり決定することと致します。</p> <p>次に、議案第 14 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明をお願い致します。</p>

<p>議 長</p>	<p>(高橋主査、挙手) 高橋主査。</p>
<p>高橋主査</p>	<p>(議案第 14 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」、朗読説明)</p> <p>議案第 14 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」1 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書を受理したので、同条第 3 項の規定により秋田県農業会議に諮問するため同意を求める。2 農地法第 5 条第 3 項及び市町村への権限移譲の推進に関する条例第 8 条の規定により、許可の可否判断を会長に一任することの同意を求める。平成 30 年 6 月 13 日提出。</p> <p>議案書 22 ページをご覧ください。今月の申請件数は、所有権移転が 1 件です。</p> <p>所有権移転申請番号 3 号は、議案付属資料 8 ページから 19 ページをご覧ください。申請は、両親と同居している譲受人が、家族が増えて手狭になってきたことから、妻の母が所有する土地を譲り受けて一般住宅を建築するための転用で、申請地は、三梨町字上宿 29-1、畑、393 m<sup>2</sup>であります。申請地は湯沢市役所稲川庁舎から南へ約 1,900m、市立三梨小学校から南東へ約 580m の上宿集落内に位置し、東側は畑、西側と南側は道路、北側は宅地に接しております。農地区分は、おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第 1 種農地と判断しました。土地の選定については、現在空き家となっている妻の実家の土地や建売住宅を検討しましたが、費用がかかり過ぎるため断念し、周辺の農地以外の土地を探しましたが、適地が見つからなかったため、やむを得ず申請地を選定したものです。事業計画は、造成工事を行わず、一般住宅 56.31 m<sup>2</sup>、カーポート 45.37 m<sup>2</sup>、通路・緩衝地・雪捨て場 291.32 m<sup>2</sup>。事業費は、施設・建物建設経費 19,874,317 円、設計費 270,000 円、測量・登記経費 380,000 円、搬入費等諸経費 1,475,683 円、合計 22,000,000 円、資金計画は全額金融機関からの借入となっております。被害防除計画は、特にありませんが、東・南・北側は緩衝地を設けます。汚水・生活雑排水は合併浄化槽により処理し、雨水は自然流下により処理するこ</p>

	<p>ととしております。許可相当の理由として、申請地は第1種農地であります。不許可の例外にあたる土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、規則第33条第4号に該当するものと考えます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>ここで、現地確認結果について、17番 水戸 義昭 委員から報告願います。</p>
	<p>(17番 水戸 義昭 委員、挙手)</p>
議 長	<p>17番 水戸 義昭 委員。</p>
17番	<p>議案第14号の現地確認について報告いたします。</p>
	<p>5月29日、1番 麻生 良子 委員と私の2名、事務局2名とで現地確認をしまりました。</p> <p>ただいま事務局より説明がありましたように、申請された案件については、事前着工もなく、周辺の状況と申請書類を照らし合わせた結果、転用に当たっては特に問題がないものと見てまいりました。報告は以上です。</p>
議 長	<p>議案第14号について質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p>
	<p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、議案第14号について採決を行います。許可相当とすることと、秋田県農業会議に諮問すること及び許可の可否判断を会長に一任することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。異議ないものと認め、議案第14号「農地法第5条の規定による許可申請について」は、許可相当の意見を付して秋田県農業会議に</p>



<p>議 長</p>	<p>諮問し、答申を受け許可の可否の判断をすることにいたします。許可の可否については、次回の総会で報告いたします。</p> <p>次に、議案第 15 号「湯沢農業振興地域整備計画の変更（案）について」を議題とします。事務局より説明をお願い致します。</p> <p>（高橋主査、挙手）</p> <p>高橋主査。</p>
<p>高橋主査</p>	<p>（議案第 15 号「湯沢農業振興地域整備計画の変更（案）について」、朗読説明）</p> <p>議案第 15 号「湯沢農業振興地域整備計画の変更（案）について」、湯沢農業振興地域整備計画の変更（案）についての協議があり、市長に回答する必要があるので意見を求める。平成 30 年 6 月 13 日提出。</p> <p>議案書 24 ページをご覧ください。湯沢農業振興地域整備計画の土地利用計画変更一覧に 2 件ありますが、No. 2、事業計画者 秋田エプソン株式会社の岩崎字二条 28 番、29 番、30 番、31 番、32 番、33 番、53 番、55 番、56 番は、協議会協議結果のとおり農村産業法第 5 条第 1 項に規定する実施計画に基づく施設の整備に係る農業振興地域整備計画の変更のため、協議案件ではなく報告案件として処理することとしておりますので、今回の協議案件は No. 1、事業計画者 有限会社椿工業の案件のみとなります。</p> <p>なお、秋田エプソン株式会社の事業内容については、参考資料 9 ページから 43 ページとなりますので後ほどご確認ください。</p> <p>では、No. 1、事業計画者 有限会社椿工業の案件について説明いたします。参考資料は 3 ページをご覧ください。除外目的は木材チップリサイクル中間処理場、所在は字大清水 18 番 1、19 番 1、20 番 1、面積は 2,710 m<sup>2</sup>であります。次に各要件について説明いたします。第 1 号、除外地が必要であり規模が適当であると判断した理由については、主に土木・建築・林業を営んでいるが、今般、新事業（バイオマス燃料を製造するための木材リサイクルチップのストック場等の整備）を展開するため、新たな土地を確保しようとして適地を探しました。当初、横手市十字字に所有する 2 箇所の資材置場の隣地の確保を目指したが、いずれも近隣</p>

に生花栽培地や墓地があり、人の出入りも多いことから、多方面に迷惑をかける恐れがあるため断念しました。また、雄勝中央病院付近の会社所有地の隣地についても、周辺のほとんどが農用地区域に指定された優良農地であることから、断念することとなりました。以上のことから、当該地以外に適地を見つけることができず、既存の鉱工業用地の拡張を余儀なくされている状況であります。隣地の全てが農用地区域であることから除外が必要であり、今回の配置計画等の規模は、事業規模から適当であると判断されております。

また、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難であると判断した理由については、周辺に民家が少なく、近隣住民へ迷惑をかける恐れがきわめて少ないことから、他に適地がなかったのであればやむを得ないものと認められるものとしております。

第2号、農用地の集団化等に支障を及ぼすおそれがないと判断した理由については、当該農地は、県道と河川に囲まれて孤立的に存在している小規模な団地の端に位置する農地であるため、農用地の集団化等に支障を及ぼすおそれがないものと判断されております。

第3号、担い手等の農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと判断した理由については、当該農地の耕作者は担い手ではなく、小規模団地の端に位置する農地であるため、担い手等の農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれはないと判断しております。

第4号、土地改良施設等の機能に支障を及ぼすおそれがないと判断した理由については、管轄の土地改良区と協議の上、農道・進入路も含め土地改良施設への影響や排水については万全を期し、支障がないように対処することを確約し、改良区の指導に従うこととしているため問題はないとしております。

第5号、土地改良事業等の工事完了後8年を経過しているかどうかについては、県営ほ場整備事業（完了公告：平成4年6月12日）の受益地ではありますが、事業完了から8年以上経過しており、特に問題はありません。

説明は以上であります。


議長


議案第15号について質疑を行います。何かご質問ありませんか。

12番	<p>木材チップリサイクル処理場について、計画を断念した候補地では「多方面に迷惑をかける恐れ」とあるが、設置することで被害発生の恐れがあるのか。</p>
高橋主査	<p>参考資料の7ページをご覧ください。図の中にチップ機械とありますが、チップを作るための機械により、木材を破砕する際に埃と音が発生することから、周辺が住宅で囲まれているような場合は、埃と音による被害が考えられるとして候補地から外したものと思われま</p>
議長	<p>ほかにご質問ございませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議長	<p>それでは、計画の変更(案)について採決をお願い致します。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員挙手。ご異議ないものと認め、議案第15号「湯沢農業振興地域整備計画の変更(案)について」は、異議ない旨の意見を付して市長に送付することに致します。</p> <p>これをもちまして、本日の議案は全て終了いたしました。</p> <p>(午後3時7分終了)</p>

湯沢市農業委員会会議規則第13条第2項により、会議内容について相違ないことを認め署名押印する。

平成30年6月13日

議長 半田好廣 

署名委員 6番 高橋廣尚 

署名委員 7番 能登公平 